

過払金を取り戻そう！ 完済した方限定！損には絶対ならない保証！



完済した方(現在残高のない方)は自己負担金ゼロ！

取り戻した過払金の中から20～25%をいただくのみです。
何も取り戻せなかった場合は、1円もいただきません。最悪でもゼロなので、マイナスには絶対なりません。

Q1 クレジットカードのキャッシングでも過払金は生じるのですか？

A 生じる場合が少なくありません。
消費者金融だけでなく、信販会社、つまりクレジットカードのキャッシングも、以前は20%を超える金利で利息を取られることが多かったため、過払金が生じていることはよくあります。現在18%以下になっている方でも、最初から18%なのかどうかは注意が必要です。今18%だからと言って、最初から18%とは限りません。書類上18%と書いてあるのは、現在の金利です。過去の金利は、現在の書類だけでは分かりません。平成18年以前のキャッシングでは、20%以上であることがとても多いので、調べてみることを強くお勧めします。

Q2 業者側から嫌がらせや問い合わせが来ることはありませんか？

A ありません。
正式に弁護士に依頼をした後、弁護士から発送された受任通知というものが業者に到達したら、業者側から依頼者へ直接接触することは法律により禁止されています。ただし、最初から法律を無視しているヤミ金は別です。



Q3 まだ完済しておらず返済中ですが、過払金は取り戻せますか？

A 取り戻せる場合も少なくありません。
特に10年以上の長期にわたって支払いをされているような方であれば、借金がゼロになった上でさらに過払金が入ってくる可能性がかなり高くなります。10年まではいなくても、平成18年以前から借りている方であれば、借金を減らすことは可能な場合が多いです。返済中の業者の分も合わせて是非ご相談ください。

Q4 契約書や領収書などを全部捨ててしまいましたが、過払金返還請求はできますか？

A できます。
ご依頼をされれば、弁護士が業者から取引履歴というものを取り寄せるのですが、そこに過去の取引内容が記載されていますので、それを基に過払金の計算をすることができるのです。相談をお受けする際には過去の取引内容を一応お聞きしますが、依頼を受けて取引履歴を取り寄せれば取引内容がはっきり分かりますので、だいたいの取引内容を覚えていれば大丈夫です。

Q5 利息を払い過ぎていても過払金を取り戻せない場合はありますか？

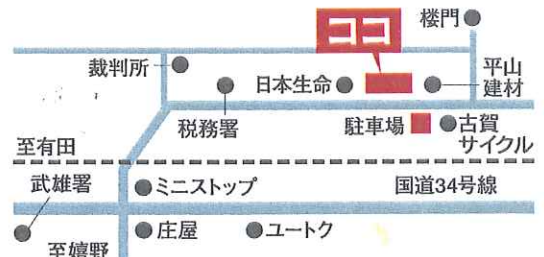
A あります。
例えば、完済日から10年を経過した場合は時効になると考えるのが一般的で、その場合、取り戻すことはできません。また、最近は貸金業者の倒産も相次いでおり、裁判所の手続により配当等を受けられる場合がありますが、少ない金額になってしまうことがほとんどです。なるべく早めに過払金返還請求の手続をとることをおすすめします。なお、依頼をするには、弁護士と直接面談する必要があります。予約が必要ですので、まずはお気軽にお電話ください。

あなたの為に「プロ」は闘います

一人で悩まず、まずは相談を！

消費者金融等と
約10年以上取引がある方・借金を完済した方

相談無料



[要電話予約] 法律相談を希望される方は必ず事前にお電話でご予約をお願いします。



**西九州総合
法律事務所**

佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志
弁護士 行武 謙一

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

詳しくはお電話またはブログをご覧ください。

TEL0954-27-8056

[受付] 月～金曜日 9:00～12:00・13:00～18:00

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net>

※この広告は、相談や依頼が必ずできることを保証するものではありません。

